

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年9月12日
【会社名】	ホソカワミクロン株式会社
【英訳名】	HOSOKAWA MICRON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮田清巳
【本店の所在の場所】	大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
【電話番号】	072(855)2225
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経理本部 本部長 井上鉄也
【最寄りの連絡場所】	大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
【電話番号】	072(855)2225
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 経理本部 本部長 井上鉄也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 307,000,380円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ホソカワミクロン株式会社東京支店 (千葉県柏市中十余二407番2)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	482,705株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1 平成26年9月12日の取締役会決議によります。
- 2 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	新株式発行		
	自己株式の処分	482,705株	307,000,380
一般募集			
計(総発行株式)	482,705株	307,000,380	

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行います。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容  
割当予定先が所有する株式会社ユノインターナショナルの普通株式100株(同社の発行済株式の総数に当たりません。)307,000,380円。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
636		1株	平成26年9月29日		平成26年10月1日

- (注) 1 自己株式処分の方法により第三者割当を行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法で割当てます。
- 2 発行価格は、本件自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式の割当を受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ現物出資の目的となる株式会社ユノインターナショナルの普通株式を払込期日付で譲り渡す旨を記載した株式申込証を提出するものとします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
ホソカワミクロン株式会社 経理本部	大阪府枚方市招提田近1丁目9番地

## (4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資の目的としているため、該当事項はありません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)

- (注) 金銭以外の財産である株式会社ユノインターナショナルの普通株式の発行済総数に当たる100株の現物出資財産の給付による方法によるものであり、金銭による払込みはありません。

(2) 【手取金の使途】

当社は、平成17年に新規ビジネスとして独自のDDS(薬物搬送システム)技術にもとづく機能性材料「PLGAナノパウダー」を使ったオリジナル化粧品を開発し当該市場に進出したしましたが、当社にとって初めてのBtoCビジネスということから、当初からその販売については、株式会社ユノインターナショナルと国内総販売代理店契約を締結し同社に販売を委ねてまいりました。その後、当該技術を利用した育毛剤を新たに市場投入するなど、商品性の向上並びに商品群の拡充に努めてまいりましたが、昨年春に発売いたしました一剤化育毛剤「ナノインパクト+(プラス)」は好評を博し、安定的に黒字を見込めるところまで育ててまいりました。しかし、一方で、当社が製造を、株式会社ユノインターナショナルが販売を担当するという製販分離の状況が続いております。

そこで、今般、当該育毛剤・化粧品等のマテリアルビジネスの更なる飛躍を図るべく、より効率的な事業運営方法として、製造と販売を一体化し、当社製品及び市場を熟知するとともに、販売ノウハウをもつ株式会社ユノインターナショナルを当社100%子会社化して一体運営することといたしました。株式会社ユノインターナショナル株式の取得の対価については、株式会社ユノインターナショナルの100%親会社である東豊産業株式会社( )に、第三者割当により当社自己株式を割当てる方式で行います。割当予定先である東豊産業株式会社は、従来から当社株式を長期保有する株主であり、株式取得後も当社グループの安定的な株主として経営基盤の安定強化に繋がるものと考えことから、選定いたしました。

以上のように、本件自己株式処分は、株式会社ユノインターナショナルの100%子会社化を行うに際し、株式取得の対価として、同社の100%親会社である割当予定先に割当てるものであり、現金による払込はないため、該当事項はありません。

なお、アドバイザー費用は当社が直接現金によりアドバイザー会社に支払う予定であります。

( )東豊産業株式会社は、平成26年9月1日付けで株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)が商号変更したものであります。これは、同日付けで、株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)において、新設分社型分割の手続きにより、新たに100%子会社として株式会社ユノインターナショナル(新ユノ社)を設立したことに伴って、商号変更したものです。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	東豊産業株式会社
本店の所在地	大阪府枚方市招提田近1丁目9番地
代表者の役職・氏名	代表取締役 坂上信洋
資本金	33,400千円
事業の内容	1. 有価証券、動産、不動産に対する投資 2. 不動産の賃貸並びに管理請負、売買及びその仲介
主たる出資者及び出資比率	細川 晃平 45.2% 細川 祐季子 18.0% 細川 祐介 12.5% 澤村 富季子 12.1%

(注) 平成26年9月1日付けで株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)から東豊産業株式会社に商号変更しております。これは、同日付けで、株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)において新設分社型分割の手続きにより、新たに100%子会社として株式会社ユノインターナショナル(新ユノ社)を設立したことによるもので、この際、存続会社である株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)は東豊産業株式会社に商号変更いたしました。

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は平成26年3月31日現在、当社の株式を784,216株(当社の発行済株式総数の1.82%)保有しております。
人事関係		当社と割当予定先との間には、特筆すべき人的関係はありません。なお、商号変更前の株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)当時、当社監査役が当該会社の取締役を兼務しておりました。
資金関係		当社と割当予定先との間には、記載すべき資金関係はありません。なお、商号変更前の株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)当時も当社と当該会社との間には、記載すべき資金関係はありません。
技術又は取引関係		当社と割当予定先との間には記載すべき技術又は取引関係はありません。なお、商号変更前の株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)当時、当社が製造する育毛剤及び化粧品等に関して、平成26年8月31日まで当該会社と総販売代理店契約を締結しており、当該契約にもとづく仕入取引がありました。なお、当該総販売代理店契約は、分社会社分割により設立された新しい株式会社ユノインターナショナル(新ユノ社)に継承されております。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成26年9月12日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成17年に新規ビジネスとして独自のDDS(薬物搬送システム)技術にもとづく機能性材料「PLGAナノパウダー」を使ったオリジナル化粧品を開発し当該市場に進出いたしました。当社にとって初めてのBtoCビジネスということから、当初からその販売については、輸入コーヒー等の国内販売などでBtoCビジネスに販売ノウハウを持つ株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)と国内総販売代理店契約を締結し同社に販売を委ねてまいりました。その後、当該技術を利用した育毛剤を新たに市場投入するなど、商品性の向上並びに商品群の拡充に努めてまいりましたが、昨年春に発売いたしました一剤化育毛剤「ナノインパクト+(プラス)」は好評を博し、安定的に黒字を見込めるところまで育ってまいりました。このような状況の中、当社が製造を、株式会社ユノインターナショナルが販売を担当するという製販分離の状況が続いておりますが、現代のような変化の激しい時代にあって、当該育毛剤・化粧品等のマテリアルビジネスを更に飛躍させていくためには、消費者の声をより早く、直接かつ的確に商品に反映させることができるような製販一体化した事業運営方法が必要との判断にいたりました。そこで、当社製品及び市場を熟知するとともに、販売ノウハウをもつ株式会社ユノインターナショナル(新ユノ社)を当社100%子会社として一体運営することといたしました。株式会社ユノインターナショナル株式の取得の対価として、株式会社ユノインターナショナルの100%親会社である東豊産業株式会社( )に、第三者割当により当社自己株式を割当てて方式で行います。割当予定先である東豊産業株式会社は、従来から当社株式を長期保有する株主であり、株式取得後も当社グループの安定的な株主として経営基盤の安定強化に繋がるものと考えことから、選定いたしました。

( )東豊産業株式会社は、平成26年9月1日付けで株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)が商号変更したのがあります。これは、同日付けで、株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)において、新設分社型分割の手続きにより、新たに100%子会社として株式会社ユノインターナショナル(新ユノ社)を設立したことに伴って、商号変更したものです。

d 割当てようとする株式の数

482,705株

e 株券等の保有方針

割当予定先である東豊産業株式会社とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、当面、当社の株式を保有する方針であるとのことです。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本自己株式処分により割当てされる当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡先の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先である東豊産業株式会社から給付される予定である現物出資財産(株式会社ユノインターナショナルの発行済株式総数100株)の評価額については、第三者である株式会社グローバル・コーポレート・コンサルティング(本社・大阪)に委託し、収益方式のひとつであるDCF方式によって今年9月期見込みを含む今後5年間の収益予想をもとに算定した価額(351百万円~388百万円)を参考に取締役会内で十分に協議した結果であり、適正額であることを確認しております。なお、本件の算定においては、本割当予定先が営む一部の事業のみの価値を評価すること及び対象事業についての収益力・将来性を見込んでの検討と考えられること、対象事業の総資産に占める流動資産の割合が9割以上を占めていることから、ストックの側面を重視した一定時点での純資産に着目する評価手法である純資産方式は適さないと判断し、採用しておりません。また、事業内容や規模面で比準方式を採用できるほど類似性が高いと言える上場企業の選定が困難な状況にあるため、比準方式は採用できないと判断しております。さらに、事前協議並びに新設分割計画書等により、東豊産業株式会社が株式会社ユノインターナショナルの発行済株式総数100株を所有していることを確認しており、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g 割当予定先の実態

本割当予定先については、商号変更前の株式会社ユノインターナショナル(旧ユノ社)当時、総販売代理店契約を締結して当該会社を通じて育毛剤・化粧品等の販売を行っていた関係であり、あらためての面談により、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しております。また、インターネットによる検索及び新聞報道その他により、当社の把握する限りにおいて、割当予定先が、暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。従いまして、当社は、割当予定先及び当該割当予定先の役員または主要株主が特定団体等ではなく、特定団体等とは一切関係ないと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### a 処分価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価格につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前3か月間(平成26年6月12日から平成26年9月11日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値を採用することにいたしました。その理由は、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は、当該処分に係る取締役会決議前日(平成26年9月11日)の東京証券取引所における当社株式の終値である638円に対するプレミアム率は0.3%、同直前1か月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である619円(円未満切捨て)に対するプレミアム率2.7%、6か月間の終値平均値622円に対するプレミアム率は2.3%であります。上記の平均値及び処分価格との差額割合を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価格は、特に有利な価額とはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価格につきましては、当社の監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価格には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により処分される自己株式は482,705株であり、これは平成26年3月31日現在の当社発行済株式総数43,076,347株に対し1.12%(希薄化率は1.18%、平成26年3月31日現在の当社議決権個数40,980個に、本件割当により生じる482個の議決権を加えた41,462個の議決権に対し1.16%)であるため株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、前述のとおり、本自己株式処分は、株式会社ユノインターナショナルの株式取得に伴うものであり、東豊産業株式会社が当社の株式を保有することは、株式会社ユノインターナショナルを子会社化した後も引続き当社グループの一層の経営基盤の安定化に非常に有効なものと考えられます。

以上より、当社といたしましては、本自己株式処分は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の処分数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社日清製粉グルー プ本社	東京都千代田区神田錦町1 丁目25番地	2,500	6.10%	2,500	6.03%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	1,738	4.24%	1,738	4.19%
三井住友信託銀行株式会 社	東京都千代田区丸の内1丁 目4番1号	1,500	3.66%	1,500	3.62%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁 目1番2号	1,410	3.44%	1,410	3.40%
東豊産業株式会社	大阪府枚方市招提田近1丁 目9番地	784	1.91%	1,266	3.05%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8 番11号	1,164	2.84%	1,164	2.81%
細川悦男	大阪府豊中市	1,039	2.54%	1,039	2.51%
日清エンジニアリング株 式会社	東京都中央区日本橋小網町 14番1号	1,031	2.52%	1,031	2.49%
株式会社京都銀行	京都府京都市下京区烏丸通 松原上る薬師前町700	1,000	2.44%	1,000	2.41%
ホソカワミクロン取引先 持株会	大阪府枚方市招提田近1丁 目9番地	831	2.03%	831	2.00%
計		12,998	31.72%	13,479	32.51%

- (注) 1 平成26年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在の総議決権数に、本自己株式処分(処分株式数482,705株)により増加する議決権数を加えて算出した数値であります。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。
- 3 当社保有の自己株式1,708千株(平成26年3月31日現在)は割当後1,225千株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等 金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期(自平成24年10月 1 日 至平成25年 9 月30日)  
平成25年12月18日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第 1 四半期(自平成25年10月 1 日 至平成25年12月31日)  
平成26年 2 月10日関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第 2 四半期(自平成26年 1 月 1 日 至平成26年 3 月31日)  
平成26年 5 月12日関東財務局長に提出

#### 4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第 3 四半期(自平成26年 4 月 1 日 至平成26年 6 月30日)  
平成26年 8 月11日関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年 9 月12日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定にもとづく臨時報告書を平成25年12月19日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成26年9月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年9月12日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

## 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ホソカワミクロン株式会社 本社 (大阪府枚方市招提田近1丁目9番地)

ホソカワミクロン株式会社 東京支店 (千葉県柏市中十余二407番2)

株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。